

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容の表示をしています。

指 定 の 番 号	福 井 県 知 事 第 1 号
指定の有効期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
機 関 の 名 称	一般財団法人 福井県建築住宅センター
主たる事務所の 住 所	福井県福井市御幸3丁目10-15 電話番号 0776 (23) 0457
代 表 者 氏 名	理 事 長 田 中 忠 範
業 務 区 域	福井市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市および吉田郡永平寺町の 都市計画区域内または準都市計画内
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省 令第15条第1号、第2号、第2号の2、第3号および第4号に規定す るもの
取 り 扱 う 建 築 物 等	1 床面積の合計が300㎡以内の一戸建て住宅（住宅の用途以外の 用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であ るもの又は50㎡を超えるものを除く）で、下記の(イ)及び(ロ)に 掲げるもの。ただし、申請書に構造計算書の添付を要しないもの に限る。 （イ）法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、階数が2以下 で木造のもの又は法第68条の10第1項の規定による型式 適合認定を受けたもの （ロ）法第6条第1項第3号に掲げる建築物 2 上記の一戸建て住宅に付属する車庫又は物置等の建築物
実 施 す る 業 務 の 態 様	建築確認（移転、大規模な修繕及び大規模な模様替を除く）、完了検査 及び仮使用認定